

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日

最近改正 令和7年12月11日栄地振第980号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、青少年のための文化芸術・交流支援事業に対し必要な経費を補助することにより、栄区の次世代を担う青少年の豊かな心を育むとともに、郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

2 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助対象事業）

第3条 この要綱における補助金（以下、「補助金」という。）の交付の対象とする事業は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 栄区の青少年を対象とし、かつ青少年が主体的に企画に関わる文化芸術活動等
- (2) 栄区の青少年同士、又は栄区の青少年と地域の交流を創出するもの
- (3) 新たな取組を実施するもの。ただし、同一団体が補助金の交付を受けて実施した同一の事業については認めるものとする。
- (4) 交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までに完了するもの

2 前項第1号の文化芸術活動等は、次の各号のいずれかの分野に該当する活動とする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- (2) 映画、漫画、アニメーションなどのメディア芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語、その他の伝統芸能
- (4) 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- (5) 有形及び無形の文化財、歴史、地域固有の伝統芸能及び民族芸能
- (6) 栄区の友好交流都市との交流活動

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (2) 団体の日常的活動及び団体内部の親睦交流又は鑑賞・発表等を目的とするもの
- (3) 横浜市から別途助成を受ける予定のもの
- (4) この補助金の交付を受けずとも実施できるもの
- (5) 政治的又は宗教的な宣伝や勧誘等を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他区長が認めないと判断したもの

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付対象団体は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 区民を中心に構成された団体又は区を中心に活動する団体であること
- (2) 事業終了後1年以上継続して活動する見込みがあること

- (3) 規約や会則、団体の構成員の名簿を有すること
 - (4) 団体への加入や主催事業への参加が区民に開かれていること
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象外とする。
- (1) 団体構成員が3人に満たない団体
 - (2) 未成年（18才未満）のみで構成されている団体
 - (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体
 - (4) 暴力団等反社会的勢力に関与している団体

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の3分の2以内で、上限を1件200,000円とし、予算の範囲内で区長が決定する。

- 2 補助金額の算定にあたり1千円未満の額の端数が生じる場合は切り捨てとする。
- 3 同一年度における補助は、1団体あたり1件とする。
- 4 同一団体への補助は3回を限度とし、団体の主たる構成員が別の団体名で補助金の交付を受けたことがあるときは、これを通算する。

（補助金交付申請及び必要書類）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象団体（以下、「申請団体」という。）は、栄区長（以下、「区長」という。）が定める公募期間内に、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 定款、規約、会則、役員名簿その他これらに類する書類
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が申請団体への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規定するものとする。

（審査）

第8条 区長は、前条に基づく補助金の交付申請について、その内容を審査するため、「栄区青少年の文化芸術・交流支援事業審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会に審査を付議する。

- 2 審査会の運営及び審査の方法については、別途定める。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条に基づく審査会の報告を受けた後、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、申請団体に対し、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下、「補助金交付決定通知書」という。）により、その旨を通知する。また、交付しないことと決定したときは、速やかに、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請団体に通知する。

- 2 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下、「補助金交付団体」という。）は、補助金交付決定通知書の写しを添付して、区長に対し、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金請求書（第6号様式）を提出する。
- 3 区長は、前項の請求に基づき補助金を交付する。

（交付の時期等）

第10条 補助金規則第17条の規定により、区長が必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（事業の変更等）

第11条 補助金交付団体は、補助対象事業の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微な変更と認める場合は、この限りではない。

- 2 区長は、前項の申請に基づいてその内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認することを決定したときは、事業（変更・中止・廃止）承認書（第8号様式）により、不承認と決定したときは、事業（変更・中止・廃止）不承認書（第9号様式）により、その旨を通知する。

（実績報告書等の提出）

第12条 補助金交付団体は、事業終了後速やかに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算書（第11号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のものを除く）
- (4) 事業実施における撮影写真及び事業実施に使用したチラシ又はプログラム等
- (5) 事業実施におけるアンケート結果
- (6) その他区長が必要と認める書類

- 2 補助金規則第14条第4項の規定により、区長が、その報告、添付又は記載を省略させることができるもののは、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

（補助金額の確定）

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付額確定通知書（第12号様式）により行う。

（経費の明確化）

第14条 補助金交付団体は、補助金の使途について収支を明確にしなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、団体の代表者に書類の提出を求めることがある。

（補助金の取消し）

第15条 区長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手続により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の経費に使用した場合

- (3) 補助金規則及びこの要綱に違反した場合
- (4) その他区長が必要と認めた場合

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条に基づき補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 区長は、補助金交付団体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金返還請求書（第13号様式）により確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずる。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(調査又は報告)

第18条 補助金規則第27条の規定により、区長は、必要があると認めた場合には、補助対象事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(書類の閲覧)

第19条 補助金交付団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、個人情報と認められるものについてはこの限りでない。

- (1) 第7条に規定する書類
- (2) 補助金交付決定通知書
- (3) 第12条に規定する書類

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助金交付団体	区長
閲覧場所	補助金交付団体が指定する場所	栄区地域振興課
閲覧時間	補助金交付団体が指定する時間	月曜から金曜までの午前8時45分から午後5時00分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第7条に規定する書類及び補助金交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第12条に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

3 第1項に定める書類の閲覧を求める者は、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金関係書類閲覧申出書（第14号様式）を、閲覧に供する者に提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定め

る。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月11日から施行し、令和8年度予算にかかる補助金等から適用する。

別表（第5条関係）

（補助対象経費）

項目	主なもの
報償費	<ul style="list-style-type: none">・外部講師、指導者及び司会等、事業協力者への謝礼・コンサート等の出演者への出演料（エキストラ、当日運営従事者等への謝礼を含む）
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none">・事業実施のために利用する公共交通機関の交通費・外部の事業協力者が、打合せ会場や事業会場までに要する交通費・宿泊費等の実費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・事業に使用する消耗品の購入・ワークショップ等の材料費等
燃料費	<ul style="list-style-type: none">・道具・作品等の運搬に要する燃料費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・広報ポスター・チラシ、当日プログラム等の印刷費・打合せ資料やアンケート等のコピー代
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・広報ポスター・チラシの郵送料・外部の事業協力者との打合せ資料の郵送料
手数料	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費の支払に係る振込手数料・入場券販売手数料・ピアノ調律費
保険料	<ul style="list-style-type: none">・事業参加者に係るイベント保険料等・外部の事業協力者に係る傷害保険料等
委託料	<ul style="list-style-type: none">・専門知識・技術を要する業務等の外部委託費（会場設営・撤去、看板の作成・設営・撤去、チラシのデザイン、道具・作品等の運搬等）
使用料 及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・事業に係る会場及び付帯設備の使用料及び借上料・事前打合せ・練習等に係る会議室等及び付帯設備費の使用料及び借上料・事業に係る各種機材の賃借料・事業に係るバス・トラック等の借上料・事業に係る駐車場代・事業に係る著作権料
その他	その他区長が必要と認めた費用

※ 交通費等の実費弁償を除き、原則として、主催者側の者への支払は補助対象外とする。

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付申請書

年　月　日

横浜市栄区長

〒

(所在地)
(団体名)
(代表者役職/氏名)
(電話番号)

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付要綱を遵守します。

事業名	
開催年月日	
交付申請額	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 定款、規約、会則、役員名簿その他これらに類する書類 <input type="checkbox"/> その他区長が必要と認める書類

（注意）この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

（担当者）

氏名（）

連絡先（— — ）

※代表者と同一の場合は記入不要です。

事業計画書

事業名	
事業の趣旨・目的	
実施日時又は期間	年 月 日() ~ 年 月 日() 午前・午後 時 分開演 ~ 午前・午後 時 分終演
実施場所	
内容	

収支予算書

(収入)

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(支出)

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

栄地振第　　号
年　月　日

様

横浜市栄区長

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日に申請のありました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額

円

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から 30 日以内

3 交付条件

- (1) この補助金は、栄区青少年の文化芸術・交流支援事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業終了後、速やかに次の書類を提出してください。
ア 実績報告書（第10号様式）
イ 収支決算書（第11号様式）
ウ 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のものを除く）
- (3) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (4) 虚偽、その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を遵守してください。
- (7) 次の書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
ア 要綱第7条に規定する書類
イ 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書
ウ 要綱第12条に規定する書類

第5号様式（第9条第1項）

栄地振第　　号
年　月　日

様

横浜市栄区長

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金不交付決定通知書

年　月　日に申請のありました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業
補助金については、審査の結果、不交付となりましたので通知します。

(不交付の理由)

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金請求書

年 月 日

横浜市栄区長

〒

(所在地)

(団体名)

(代表者役職/氏名)

印

(電話番号)

請求金額				
振込先金融機関		銀行	支店	
		信用金庫		
		信用組合		
		農協		
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				
添付書類	<input type="checkbox"/> 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書 (第4号様式) の写し			

※請求委任や受領委任を行わない場合は、請求書の押印を省略できます。

口座名義人が 代表者と異なる 場合	栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金は、上記口座にお振込 みください。 (団体名) (代表者役職/氏名) 印
-------------------------	--

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金請求書

年 月 日

横浜市栄区長

〒
(所在地)
(団体名)
(代表者役職/氏名)
(電話番号)

請求金額				
振込先金融機関		銀行	支店	
		信用金庫		
		信用組合		
		農協		
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				
添付書類	<input type="checkbox"/> 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書 (第4号様式) の写し			

※請求委任や受領委任を行わない場合は、請求書の押印を省略できます。

口座名義人が 代表者と異なる 場合	栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金は、上記口座にお振込 みください。 (団体名) (代表者役職/氏名) 印
-------------------------	--

事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年　月　日

横浜市栄区長

〒

(所在地)

(団体名)

(代表者役職/氏名)

(電話番号)

年　月　日栄地振第　　号で交付決定を受けました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金の補助対象事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、申請します。

【変更】

内容	
理由	

【中止・廃止】

理由	
----	--

第8号様式（第11条第2項）

栄地振第　　号
年　月　日

様

横浜市栄区長

事業（変更・中止・廃止）承認書

年　　月　　日に申請のありました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業
補助金の補助対象事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり承認します。

（変更内容）

第9号様式（第11条第2項）

栄地振第　　号
年　月　日

様

横浜市栄区長

事業（変更・中止・廃止）不承認書

年　　月　　日に申請のありました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金の補助対象事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり不承認とします。

（不承認理由）

(A 4)

実績報告書

年　月　日

横浜市栄区長

〒

(所在地)
(団体名)
(代表者役職/氏名)
(電話番号)

年　月　日栄地振第　号で交付決定を受けました栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金の補助対象事業について、次のとおり報告します。

事業名	
概算払込受領額	
受領年月日	
概算払込執行額	
差引残額	
収支決算書提出日	
概算払込受領者	(所在地) (団体名) (代表者)

(注意)　この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(A 4)

(1 / 2)

実績報告書

事業内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（第 11 号様式） <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1 件の金額が 100,000 円未満のものを除く） ※ チラシ・プログラム等がある場合は、添付してください。

(注意) この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(担当者)

氏名 ()
連絡先 (- - -)

※ 代表者と同一の場合は記入不要です。

収支決算書

1 収入額① 円（うち、補助金交付決定額 円）

2 支出額② 円（補助対象経費 円）

3 差引①-② 円（うち、補助金返還額 円）

4 内訳

(1) 収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	差異	説明
合計				

(2) 支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	差異	説明
戻入				
合計				

第12号様式（第13条第1項）

栄地振第　　号
年　月　日

様

横浜市栄区長

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日に実績報告書等の提出がありました栄区青少年の文化芸術・
交流支援事業補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

1 交付対象事業

2 交付確定額

円

(A 4)

第13号様式（第16条第2項）

栄地振第　　号

年　月　日

様

横浜市栄区長

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金返還請求書

年　　月　　日栄地振第　　号により交付した栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金について、要綱第16条第2項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、　　年　　月　　日までに納付してください。

栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金関係書類閲覧申出書

年　月　日

様

閲覧者　住所
氏名

閲覧希望年月日	年　月　日
閲覧したい書類	<input type="checkbox"/> 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付要綱第7条に規定する書類 <input type="checkbox"/> 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付決定通知書 <input type="checkbox"/> 栄区青少年の文化芸術・交流支援事業補助金交付要綱第12条に規定する書類